

## 令和2年1月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月10日(金) 午後1時58分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
(所有権移転)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
(利用権貸借)

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員(21名)

1番	永利 春雄	2番	寺崎 廣喜
3番	田籠 富子 (欠席)	4番	山下 芳文 (欠席)
5番	山田 憲二	6番	永利 昇
7番	大中 久敏	8番	野田 敏之
9番	山田 武二	10番	佐藤 英昭
11番	白木 治	12番	廣田 一郎
13番	米倉 一雄	14番	中原 孝司
15番	藤井 豊志	16番	柳 文子
17番	天本 徹	18番	田籠 新
19番	白木 隆弘	20番	井手 浩
21番	久光 壽子	22番	草場 小夜子
23番	伊藤 武則		

5. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 定刻前ですが、総会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

年頭に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

改めまして、明けましておめでとうございます。

年末年始は天候に恵まれ、ご家族でゆっくり過ごされたものと思います。

さて、本日は年初の大変忙しい中、本総会にご参集いただきましてありがとうございます。議案4件、報告事項3件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は21名で、委員定足数に達しております。

なお、山下 芳文 委員、田籠 富子 委員より欠席届が出ています。

よって、令和2年1月、小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なる、ご審議方よろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、16番 柳 文子 委員、17番 天本 徹 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審議]

○議長 これより、日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、2件を議題といたしますが、番号1の案件は、10番委員に関係する案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、10番委員につきましては、退席していただきますようお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、3条の有償移転で、売買となっております。福童地内の田4筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小、譲受人は経営規模拡大のため、売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、番号2は、3条の有償移転で、売買となっております。大板井地内の田1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小、譲受人は経営規模拡大のため、売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題はないと思われまます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第2分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に無いようですので、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 それでは、10番委員の入室を許可します。

○議長 続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、4件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明します。

番号1から番号3までは、露天資材置場を設置するため申請があったものです。

始めに、番号1は、上岩田地内の田2筆です。

(位置図で場所の説明)

位置図の4ページ、5ページをお開きください。

甘木鉄道松崎駅から500メートル圏内に申請地があります。

申請地の南側に原野、農地以外の部分が有ります。

今回、申請にあたって、原野の部分を含めて、一体利用するというところで計画されています。

(位置図で場所、計画概要、断面の説明)

計画図面は6ページをお開きください。

先ほど見ていただきました原野の部分から。市道から原野の部分に進入して。農地部分と、原野部分の高低差が5メートル程ありますので、原野の部分から農地の部分へスロープをつくって、降りて行って、下の下りた部分に土砂を置くような計画となっております。

用排水につきましては、給水は不要となっております。

雨水は北東側の柵を介して、水路へ放流する計画となっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われれます。

少し、前後しますが、補足説明します。申請地は、先ほど申し上げたように、申請地は甘木鉄道松崎駅から500メートル圏内に入りますの

で、第2種農地に分類されます。

第2種農地は候補地比較を検討してからでないといふ申請、計画ができませんこととなります。

計画された案件については、許可が可能といふことので、候補地比較も検討された上で申請が上っておりますので、こちらの案件については、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われまふ。

次に、番号2及び番号3は、案件としては一件となります。

(位置図で場所の説明)

申請地は西鉄端間駅より概ね500メートルの区域にある第2種農地に分類されます。

第2種農地ですので、先ほど同様、候補地比較をした上で、こちらでしか計画が実行できないといふところで申請が上っておりますので、問題ないものと思われまふ。

(位置図で場所、計画概要、断面の説明)

10ページの計画平面図をご覧ください。申請地の南東側に県道「鳥栖朝倉14号線」が、位置しているところになります。

県道部分から出入りして、土砂置場として、計画し、申請地を利用するところになっています。

11ページには計画断面図を載せております。

こちらの用排水につきましては、給水は不要。雨水は北東側の柵を介して市道側の水路へ、また南東側からは県道の排水柵へ接続する計画になっています。汚水・雑排水は発生しないものの水利承諾は添付されております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われまふ。

次に、議案書の3ページ、番号4は、上西鯨坂地内の田1筆です。一般個人住宅建築のために申請があつたものです。

申請地は、西側に農地が連なっていくところとなっています。概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地に該当します。第1種農地は原則として、不許可になるのですが、例外規定に該当した場合には、許可が可能ない案件となります。

今回の申請内容を見ていただきますと、申請地の直ぐ北側にAさんの宅地が一筆ありまして、一つ空白の用地があつた後、さらに北側にBさんの宅地があることが分かると思ひまふ。AさんとBさんの間の部分は雑種地で非農地の部分となっています。

また、県道「二森石崎」線を挟んで、東側については宝城団地もあります。以上の観点から、集落が申請地まで一連で続いているということで、一種農地の例外規定、集落接続に該当する案件ということで例外規定に該当することになります。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

す。なお、番号1から番号4までは、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転5件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、光行地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売却されるものです。  
(位置図により場所の説明)

次に、番号2は、八坂地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売却されるものです。  
(位置図により場所の説明)

次に、番号3は、上西鯨坂地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
農業廃止のため、福岡県農業振興推進機構へ売却されるものです。  
(位置図により場所の説明)

次に、議案書5ページをご覧ください。

番号4は、八坂地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売却されるものです。  
(位置図により場所の説明)

次に、番号5は、二森地内の田3筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)  
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売却されるものです。  
(位置図により場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第1分科会にお願いしておりましたので第1分科会長よりご報告をお願いします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転について、第1分科会で承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にありませんので、本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借1件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の6ページをお願いします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、利用権貸借について、提案理由のご説明を申し上げます。

通常、利用権設定につきましては、3月受付で6月15日から、9月受付で11月15日からとなっておりますが、今回、補助事業採択の要件である面積の要件を確保するために、この時期に利用権設定をするものです。

番号1は、福童地内の田2筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、期間の説明)

なお、該当地区会議に於いて、担当の農業委員の方にもご確認いただき、地区会議に於いても承認頂いております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 それでは、事前審査を第1分科会にお願いしておりましたので、第1分科会長よりご報告をお願いします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借1件につきまして、第1分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないということで、本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案通り承認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### [日程第3 報告]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出3件につきまして報告いたします。

番号1は、売買のための合意解約です。

番号2は、借手の都合による合意解約です。

番号3は、売買のための合意解約です。

なお、詳細につきましては、議案書記載の通りでございます。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は、公衆用道路とするため、届出が提出されたものです。

詳細につきましては、議案書記載の通りでございます。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内的の転用届出について、2件の報告をいたします。

番号1は、宅地分譲を行うため、届出が提出されたものです。

番号2は、建売住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

詳細につきましては、議案書記載の通りでございます。

以上でございます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項3件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和2年1月 小郡市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

令和2年1月10日(金) 午後2時33分閉会